

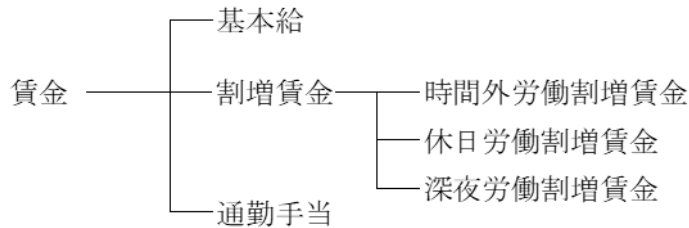
# 賃金規程

## 第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「協会」という）就業規則（以下「本則」という）第6章の規定に基づき、協会の職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（賃金の構成）

賃金の構成は、次のとおりとする。



## 第3条（賃金の計算期間及び支払日）

- 1 賃金は、毎月15日に締め切って計算し、当月20日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。
- 2 前項の計算期間の途中で採用された職員又は退職した職員については、月額賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

## 第4条（欠勤等の扱い）

- 1 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分賃金を控除する。
- 2 前項の場合、控除すべき賃金の1時間あたりの金額の計算は以下のとおりとする
  - (1) 月給の場合  
基本給÷1か月平均所定労働時間数  
(1か月平均所定労働時間数は第1条第3項の算式により計算する。)
  - (2) 日給の場合  
基本給÷1日の所定労働時間数

## 第5条（賃金の支払と控除）

- 1 賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。
- 2 前項について、職員が同意した場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座又は証券総合口座へ振込により賃金を支払う。
- 3 次に掲げるものは、賃金から控除する。
  - (1) 源泉所得税
  - (2) 住民税
  - (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分
  - (4) 過誤による支払があった場合の清算
- 4 前項第4条後段の過去の誤払いの清算は、清算計算をした月の賃金とする。

## 第6条（賃金の非常時払い）

職員又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために職員から請求があったときは、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) やむを得ない事由によって1週間以上帰郷する場合
- (2) 結婚又は死亡の場合
- (3) 出産、疾病又は災害の場合
- (4) 退職又は解雇により離職した場合

#### 第7条（休暇等の賃金）

- 1 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。
- 2 産前産後の休業期間、育児時間、生理休暇、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間、子の看護休暇及び介護休業期間、裁判員等のための休暇の期間は、無給とする。
- 3 慶弔休暇は、原則として通常の賃金を支払う。
- 4 本則第9条に定める休職期間中は、原則として賃金を支給しない。

#### 第8条（基本給）

基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績等を考慮して各人別に決定する。

#### 第9条（通勤手当）

通勤手当は、月額50,000円までの範囲内において、通勤に要すると協会が認めた区間の実費に相当する額を支給する。

#### 第10条（昇給）

協会は、勤務成績その他が良好な職員について昇給を行う場合がある。ただし、協会の業績の著しい低下やその他やむを得ない事由がある場合は、昇給を行わないか、減給する場合もある。

#### 第11条（割増賃金）

- 1 職員の時間外労働に対する割増賃金は、次項の計算方法により支給する。ただし、この場合の1か月は毎月16日を起算日とする。
- 2 割増賃金は次の計算式に基づき支給する。

- (1) 時間外労働の割増賃金

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働の時間数}$$

- (2) 休日労働の割増賃金（法定休日に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働の時間数}$$

- (3) 深夜労働の割増（午後10時から午前5時までに労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働の時間数}$$

- 3 1か月の平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

$$\frac{(\text{365日} - \text{年間所定休日日数})}{12} \times \text{1日の所定労働時間数}$$

12

- 4 事務局長並びにそれに準ずる職員には、本条に定める割増賃金のうち、深夜労働を除く部分を支給しない。

#### 第12条（臨時休業の賃金）

協会側の都合により、所定労働日に職員を休業させた場合は、休業1日につき労働基準法第12条に規定する平均賃金の6割を支給する。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあつては、その日の賃金については労働基準法第26条に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

#### 第13条（賞与）

- 1 協会は、その業績等から賞与を支給する場合がある。
- 2 賞与を支給する場合は、支給日に在籍する職員を対象とする。

#### 附則

本規則は、令和4年4月1日から施行する。